

東京都

2023年10月1日から

0歳から2歳までの第2子以降の 児童発達支援等の利用者負担を無償化します

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについて、全ての0～2歳の第2子以降の利用者負担を無償化します。



対象となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

対象となる児童

上記サービスを利用する0歳～2歳の第2子以降の児童

※年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

給付の概要

- 児童発達支援事業等を利用した場合、受給者証に記載の負担上限月額を上限として、利用日数等に応じた利用者負担額（1割部分）を事業所に支払う必要があります。
- 本制度は、**利用者負担額を事業所にお支払いいただいた後、その利用者負担額を東京都から給付する**（実質的に利用者負担額が0円になる）制度です。そのため、これまで通り事業所への支払いが必要です。
- **事前に申請が必要となります**。詳細は東京都福祉局のホームページをご覧ください。



※ 国制度により、3歳～5歳の児童の利用者負担は既に無償化されています。

※ 利用者負担以外の費用（食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

※ **中央区、文京区、墨田区、豊島区、足立区、葛飾区、千代田区、品川区（R7.4～）**にお住まいの方は、各区が独自の制度で利用者負担を無償にしているため、手続きは不要です。詳細は、お住まいの自治体にお問合せください。

給付までの流れ

給付までの流れは以下のとおりです。

① WEB受付フォームまたは郵送にて東京都に申請してください。

※原則、一度給付決定を受けた児童については、再度の申請は不要です。

ただし、都内の他区市町村へ転居した場合は、再度新規申請をお願いします。

※ご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

具体的な手順については東京都福祉局のホームページをご確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syougai/daishimushouka.html>



② 申請内容を確認後、東京都から給付決定通知書を郵送します。



③ 東京都からお支払いに関するご案内を郵送いたします。 (四半期ごとに郵送)



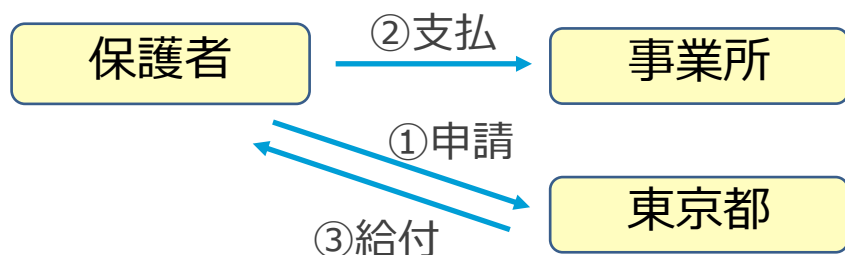
④ ③で送付するご案内の記載内容をご確認の上、WEBまたは郵送にて必要書類をご提出ください。



⑤ ご指定の口座に給付額をお支払い（振込）いたします。 支払完了後は、東京都から支払通知書を送付いたします。

※ 2回目以降の給付の際は、①～②の手順は省略となります。

給付の申請は、利用開始月の月末までに実施していただくようお願いいたします。



お問合せ先

児童発達支援事業第2子無償化コールセンター

TEL : 0120-612-898

受付時間 : 平日9時00分～17時00分